

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、国立研究開発法人国立成育医療研究センター職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

1. 事案の概要

部下職員が正常に業務できるよう導くべき責務を怠り、算定要件を満たさない診療報酬の請求を発生されたことが、業務の正常な運営を妨げた場合及び部下の指導監督に適正を欠いた場合の処分事由に該当するもの

2. 処分年月日

令和5年10月2日

3. 被処分者の職名及び処分量定

職名 統括部長

処分量定 戒告

令和5年10月2日

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
(照会先) 人事部人事課長 村雲 真佐哉
(代表電話)03-3416-0181(内線 5130)

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、国立研究開発法人国立成育医療研究センター職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

1. 事案の概要

部下職員が正常に業務できるよう導くべき責務を怠り、算定要件を満たさない診療報酬の請求を発生されたことが、業務の正常な運営を妨げた場合の処分事由に該当するもの

また、上司の命令に従う義務に違反し、診療に関する不適切な対応等が認められたことが職務上の義務に違反した場合の処分事由に該当するもの

2. 処分年月日

令和5年10月2日

3. 被処分者の職名及び処分量定

職名 診療部長

処分量定 戒告

令和5年10月2日

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
(照会先) 人事部人事課長 村雲 真佐哉
(代表電話)03-3416-0181(内線 5130)